

田野町危険木伐採等支援事業補助金が創設されました

(目的)

住家等に直接的な被害の恐れのある樹木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、町民の安全安心な生活環境を保全することを目的とする。

【交付対象となる危険木】

田野町内の現況山林と見なせる場所に存在する胸高直径20cm以上かつ樹高5m以上の樹木で倒木により公道又は住宅に直接的な損害を与える恐れのある危険木又は倒木して住宅に危害を与えた樹木

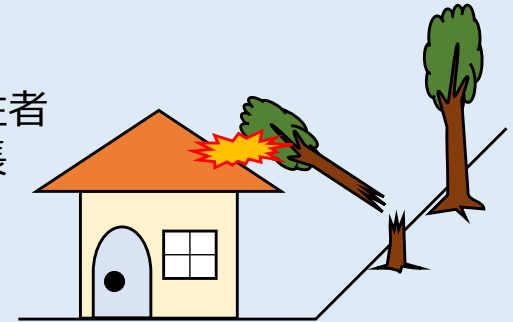
【交付対象者】

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木が倒れることにより被害を受ける恐れのある住宅の所有者、管理者又は居住者
- (3) 危険木が倒れることにより人命に被害がおよぶ恐れのある公道が存する地元地区長

※ただし、(2)(3)は(1)の承諾を受けておく必要がある。

※※危険木の所有者と被害を受ける住宅の所有者または管理者が同一若しくは生計同一である場合は対象外。

※※※住宅は、田野町に住民票登録があるものが居住している建築物に限る。



【補助金の額】

危険木の伐採、撤去、処分を委託した場合に要する費用の2分の1以内(上限10万円)

危険木が倒木し公道に直接的な被害を与える恐れがある場合は、費用の4分の3以内
(上限20万円)

※交付額に1,000円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。

※※危険木の伐採等の委託先は、森林組合、造園業者、建設業者、シルバー人材センターに限る。

※※※この補助金の申請は、1人につき1年に1回限りとする。ただし、1人とは生計同一者を含む。

